

# 法人会ニエス 2007 5 江東 ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

## 浮世絵

青樓手取八契  
松葉屋内粧い

喜多川歌麿画

【喜多川歌麿】

宝暦3年〜文化3年（1753〜1806）

幼い頃より鳥山石燕の門に入り、作

画を始める。

浮世絵師中の美人画師。作画の絶頂期は寛政五年頃から同十年頃までと思われる。



# 「役員給与と税務」

税務研究部会

税務研究部会研修会が、2月23日(金)に開催された。

研修に先立ち窪田部会長、安中税制委員長、中村税制担当副会長及び佐々木法人課税第1統括官から、挨拶があった。

挨拶に続き、法人課税第1部門の野村審理上席から「役員給与と税務」と題した研修が行われた。

平成18年度の税制改正により、法人の役員給与に関する規定(法人税法34条)が改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されているが、国税庁ホームページに掲載された平成18年12月「役員給与に関する質疑応答事例」を基に、改正内容の詳細や具体的な適用関係が説明された。

まずはじめに、定期同額給与について、①定期給与の額を改訂した場合の損金不算入額、②役員の方掌変更に伴う

増額改定、③一定期間の減額について説明があった。

事前確定届出給与については、①定めどおりに支給されたかどうかの判定、②職務執行期間の途中で支給した事前確定届出給与の取り扱いについて説明があった。

改正内容への関心の高さからか、会員より質問が多数あり、非常に充実した研修会となった。



会員からの質問

また、平成19年度において、税制改正が予定されている旨の説明で研修会を締め括った。引き続き、上園審理上席からパソコンを利用した「e-Tax

a xを体験してみよう」と題した研修が行われた。まずはじめに、「事前準備から初期登録まで」についての



e-Taxの体験版に取り組む

説明がされた。

すぐに利用しない場合であっても暗証番号の変更をおこなうことによって、税理士による代理送信の際の時間を短縮することができる。

国税庁ホームページの体験版を利用して、源泉所得税の納付手続きの流れに沿い、①所得税徴収高計算書データの作成、②納付区分番号等の取得、③金融機関への納付指図(納税)を実際に体験した。

体験版の画面表示が小さく見づらいたの声があったが、参加者は概ね理解できたようである。



▼自分のカラダの中を覗く機会というものは滅多に無いものだが、人間ドックで再検査を言い渡され、リアルタイムで見る破目になった。

▼朝食抜きで、二リットルの下剤を飲んで大腸内を空にするのが、かなりキツイ。緊張しながら、腸内に内視鏡が入って行くのをベッド脇のモニターを眺める。薄ピンク色の腸内は意外に綺麗だが、本当に自分のカラダの中なのか信じられない感覚である。検査中の痛みは鎮痛剤のお陰で大して感じずに済んだ。特に異状は無いという結果に胸を撫で下ろして検査は無事に終了。

## 社団法人江東東法人会 第41回通常総会

- ◇ 日 時 5月21日(月)  
午後3時～午後6時30分
- ◇ 会 場 アンフェリシオン (旧東京平安閣)  
5Fカーサ ☎5836-5111
- ◇ 次 第 ①第41回通常総会  
(午後3時～午後4時45分)  
②懇談会  
(午後5時～午後6時30分)
- ◇ 会 費 3,000円

確定申告にご協力ありがとうございました



江東東税務署長

白田 信夫

新緑の候、社団法人江東東  
法人会会員の皆様方におかれ  
ましては、ますますご清栄の  
こととお慶び申し上げます。

税務行政につきましては、  
日頃から格別のご理解とご協  
力を賜り厚く御礼申し上げま  
す。

さて、平成18年分所得税・  
贈与税の確定申告が3月15日、  
個人事業者に係る消費税及び  
地方消費税の確定申告が4月  
2日をおもちまして、無事終了  
することができました。

これもひとえに会員の皆様  
方のご支援の賜物と、心より  
厚く御礼申し上げます。

この期間中、佐野会長をは  
じめとした関係民間団体役員  
の皆様方には確定申告書の早  
期提出のPRにご協力を頂き、

また、青年部会の役員の皆様  
方には、広報車で確定申告書  
の「早期提出」と「白書申告」  
を管内の納税者に呼びかけて  
いただきました。会社業務の大  
変お忙しい中、誠にありが  
とうございました。

私も税務行政に携わる者  
と致しましては、納税者の皆  
様から、より一層の信頼が得  
られますよう、「適正・公平な  
課税の実現」に全力をあげて  
取り組んで参りますので、今  
後ともより一層のお力添えを  
賜りますようお願い申し上げ  
ます。

最後になりましたが、会員  
の皆様方のご健勝と事業のご  
繁栄を心よりお祈り申し上げ、  
御礼の挨拶とさせていただきます。

御礼の挨拶とさせていただきます。

『退職所得の取扱い』

源泉部会 研修会

3月研修会は16日(金)、林法  
人課税第2統括官を講師に迎  
え、法人会館で開催された。  
研修テーマは「再雇用に伴う  
源泉税の取り扱い」で、主な  
内容は以下の通り。

①60歳定年(退職金を支払  
う)とし、希望者については  
その後2年間の再雇用契約を  
し、再雇用期間  
又は再雇用期間  
満了によりせん  
べつ金を支給し  
ている。このよ  
うな場合で、定  
年到達時に支払  
った退職金は退  
職所得として扱  
われるか? ↓退職の事実はな  
いが退職に準ずる事実が生じ  
た場合や、その支給をする事  
について相当の理由がある場  
合などに打ち切り支給される  
退職金については、退職所得  
として取り扱う。但し将来、  
実際に退職する場合に支給さ



講師 林第2統括官

れる退職金の計算上、定年到  
達時までの勤続期間を一切加  
味しない条件下で支払われる  
事が条件。

②3月退職した従業員A  
(1月に扶養控除等申告書を  
提出している)に、7月にて  
ベースアップの差額を支払う  
場合の税額計算は税額表の乙  
欄で計算する事  
になるのか? ↓  
退職した事で扶  
養控除等申告書  
の効力はなくな  
るが例外があり、  
他に勤務してい  
ない場合は甲欄  
適用で良い。(但  
し、他に勤務しているか否か  
はつきりしていない時は、乙  
欄で課税し確定申告させる)

③定年退職後の再雇用で職  
務内容が変わる事も多く、乙  
欄で税額計算をする場合にも  
留意されたいと述べられた。

(武)

都税だより

地方税の電子申告

(e-TAX)が変わりました

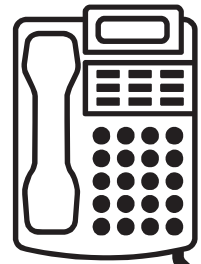
〜手続きの一部が

簡素化されました

東京都では現在、法人事業  
税・法人住民税および償却資  
産の固定資産税の申告につい  
て、電子申告(エルタックス)  
をご利用いただけます。

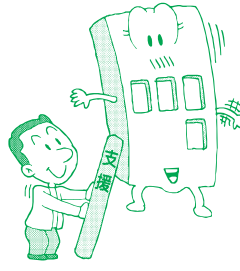
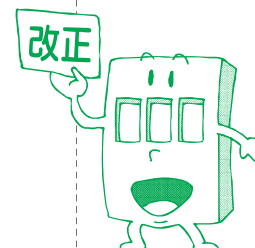
平成19年4月から、電子申  
告の利用手続きの一部が簡素  
化されました。具体的には、  
納税者の方に代わって税理士  
の方などが電子申告をする場  
合、今までは、「納税者(法人  
の場合は代表者)の方などの  
電子署名の付与」と「電子証  
明書の送信」が必要でしたが、  
平成19年4月からは、これら  
の手続きを省略できるよう  
になりました。


詳しくは、eLTAXホー  
ムページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧いただ  
くか、eLTAXサポートデス  
ク (☎0570-08145  
9) までお問合せください。



# 改正の概要

## 平成十九年度 税制改正

税目および項目	現 行	改 正 後	備 考
<p>＜経済活性化・国際競争力の強化＞ ●減価償却制度</p>	<p>(1) 残存価額取得価額の10% (2) 償却可能限度額取得価額の九五%</p>	<p>(1) 残存価額 廃止 (2) 償却可能限度額 廃止</p>	<p>十九年度以後取得の減価償却資産は耐用年数経過時点で一円(備忘価額)まで償却できる。 十八年度以前取得分は償却可能限度額まで償却後、五年間で均等償却可。 毎年の損金算入額増による減税効果と設備更新を早められる効果あり。</p>
<p>●耐用年数</p> <p>＜中小企業・ベンチャー支援＞ ●エンジェル税制(特定中小会社の要件緩和)</p>	<p>液晶、プラズマディスプレイ等のハイテク生産設備 八～一〇年</p> 	<p>同 上 五年</p>  <p>(1) 設立一年未満 研究者数要件を満たさなくても開発者数要件(常勤二人以上で常勤役員と従業員合計の10%以上)を満たせば対象 (2) 設立一年以上二年未満 開発者数の要件を満たせば対象 (3) 設立二年以上五年未満 売上高成長率の要件(二五%)を満たせば対象</p>	<p>特定中小会社は発行した株式に関する譲渡所得などの二分の一課税の適用期限を二年延長。</p>
<p>●特定同族会社の留保金課税</p> <p>●特定支配同族会社の役員給与の損金不算入制度</p> <p>●取引相場のない種類株式の相続税などの評価方法の明確化</p>	<p>特定同族会社が一定の限度額(留保控除額)を超えて所得を社内留保した場合、その所得に法人税を重課。</p> <p>適用除外基準の所得 八〇〇万円</p>	<p>同 上 一六〇〇万円</p> <p>会社法の施行により、発行が容易になった議決権のない株式などの種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される以下のものについて、その評価方法を明確化する。 ① 配当優先の無議決権株式、② 社債類似株式、③ 拒否権付株式</p>	<p>この改正は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度から適用。</p> <p>この改正は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度から適用。</p> <p>この改正は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度から適用。</p> <p>中小企業の事業承継を円滑に実施できるようにするための措置。</p>

<p>●相続時精算課税制度</p>	<p>〈金融・証券税制〉</p>	<p>〈住宅税制〉</p> <p>●住宅借入金などがある場合の所得税額の特別控除額の特別の創設</p>	<p>●住宅のバリアフリー改修促進税制の創設</p>	<p>〈その他〉</p> <p>●寄付金控除の対象限度額</p> <p>●再チャレンジ支援寄付金税制の創設</p>
<p>(六十五歳以上の親から子が贈与を受けた場合、一定の要件で) 非課税枠 二五〇〇万円</p>	<p>上場株式等の配当及び譲渡益に係る税率：一〇% (十九年(度)までの時限措置)</p>	<p><b>控除</b></p> 		
<p>(六〇歳以上の親から子が中小企業の株式等の贈与を受けた場合、一定の要件で) 非課税枠 三〇〇〇万円</p> <p>現行の取扱いを年延長</p>		<p>(1) 居住年が平成十九年の場合 ・控除期間 十五年 ・年末残高 二五〇〇万円以下 ・適用年および控除率 一～十年目 〇・六% 十一～十五年目 〇・四% (2) 居住年が平成二十年の場合 ・控除期間および控除率は平成十九年と同様 ・年末残高 二〇〇〇万円以下</p>	<p>一定の居住者が居住する家屋について一定のバリアフリー改修工事を含む増改築などを行い、その者が居住した時は、一定の要件の下でそのバリアフリー改修工事などに充てるため、借り入れた住宅借入金などの一定割合を所得税の額から控除。</p> 	<p>総所得金額等の三〇%</p> <p>総所得金額の四〇%</p> <p>個人、法人または相続・遺贈により財産を取得した者が、以下の寄付金を支出した場合に特別措置を講じる。 ①地域再生法に規定する地域再生計画の認定を受けた地方自治体が指定する会社が行う障害者雇用の機会の確保など地域再生計画に記載された一定の事業に充てられる寄付金。 ②次世代育成支援対策に取り組む会社等への助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で、認定地方自治体が指定する公益法人が行うものに関連する寄付金。</p>
<p>平成十九年一月一日から二年間の時限措置。 十九年(度)で期限到来となる軽減税率の適用期限の延長措置。</p>		<p>住宅を取得するなどして平成十九、二十年に住居した場合に適用。</p> 	<p>平成十九年一月一日から二年間の時限措置。 バリアフリー改修工事とは、以下の工事費用が三〇万円超のものを用いる。 ①廊下の拡幅、②階段のこぎ配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの設置、⑥屋内の段差の解消、⑦引き戸への取り替え工事、⑧床表面の滑り止め化</p>	<p>特定寄付金(国、地方公共団体に対する寄付金その他一定の寄付金)を支出した場合に適用。</p> <p>(特別措置) ・法人が①および②の寄付金を支出した場合は、一般の寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる。 ・個人が②の寄付金を支出した場合には、所得税法の特定寄付金とみなして寄付金控除の適用を認める。</p>

## 新会員の紹介 (平成18年10月～19年 3 月)

支 部	法 人 名	所 在 地	業 種	電 話
亀戸第2支部	㈱インサイト	亀戸 2-29-7	調査業	5267-8575
亀戸西3支部	亀戸天神ライティングハウス㈱	亀戸 3-6-26	電気照明器具製造販売	3681-3030
亀戸第5支部	(有)日英商事	亀戸 5-10-1	不動産業	5626-2345
亀戸第5支部	(有)阿部モータース	亀戸 5-23-1	自動車修理販売・損害保険	3684-3021
亀戸西6支部	(有)マイホームグランド	亀戸 6-28-7	不動産業	5836-1288
亀戸西6支部	(有)日本ローム	亀戸 6-58-10	人材派遣業	3681-3116
亀戸西6支部	共立輸送中央㈱	亀戸 6-58-10	貨物運送業	3681-3116
大島第1支部	(有)MURAKAMI	大島 1-17-11	管理運営会社	5609-0775
大島第2支部	㈱ライトニングリアルティ	大島 2-3-16	不動産業	3684-4411
大島第2支部	(有)宇田川	大島 2-11-14	管理業	3681-9767
大島第3支部	㈱若大	大島 3-16-17	食肉総合卸売業	3684-2362
大島第4支部	㈱エスパス	大島 4-6-21	情報サービス	3638-0361
大島第4支部	(有)増方電器	大島 5-48-16	家電販売	3681-3840
大島第7支部	(有)竹美住建	大島 8-39-22-411	建築業	3681-4721
北砂第3支部	(有)クレ	北砂 4-2-9	焼肉店	5690-1255
北砂第3支部	(有)小峰工業	北砂 4-16-7	ゴム工業	3640-8999
北砂第3支部	㈱鈴木商事	北砂 7-3-11	遊技場	3640-9791
北砂第3支部	(有)ベッツ、カタオカ	北砂 7-5-16	動物病院	3644-9911
東砂第1支部	㈱京葉テクニカ	東砂 1-1-1-312	総合建設業	3615-8600
東砂第3支部	㈱清水工芸	東砂 6-2-9	椅子・家具製造	3648-3030
東砂第3支部	(有)エスピー企画	東砂 7-18-26-105	設備機器販売	3647-5614
東砂第3支部	孔氏商事(有)	東砂 8-9-14	飲食業	5690-1983
南砂第3支部	㈱ファスコ	南砂 6-7-36-301	ねじ部品の製造販売	3648-0395
南砂第3支部	(有)篠原紙器工業	南砂 7-8-3	ダンボール化粧箱	3646-2837
新 砂 支 部	㈱エム・ロジスティクス・ソリューションズ	新砂 3-4-11	貨物利用運送事業	5677-8390

前号において法人名・住所に誤りがありましたので訂正しお詫びを申し上げます

大島第3支部 Pathfine ㈱

江東区大島3-3-3 サミービル2F IT コンサルティング業 5627-7258

### 平成19年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成19年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。ご興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

◇受験資格 昭和61年4月2日から平成2年4月1日生まれの者

◇申込書受付期間 6月26日(火)～7月3日(火)

◇試験日 第1次試験 9月9日(日)

第2次試験 10月18日(木)～10月25日(休)のうち指定する日

◇最終合格者発表日 11月15日(木)

◇お問い合わせ先 江東東税務署・総務課 (☎03-3685-6311)

なお、詳細については、5月14日(月)の官報公告または同日以降の東京国税局ホームページで確認してください。 <http://www.tokyo.nta.go.jp>

# 中学校で青年部会が初の試み 街づくりゲームで租税教室

青年部会

「一体どんな授業なんだろう」そんな表情を浮かべつつ江東区立第三亀戸中学校の3年生たちが集合した。

一人に一台のパソコンが与えられた教室で、江東東法人会佐野会長(写真)による「み



なさんの学費は何で賄われているのでしょうか」との挨拶。具体的な数字を伴った話に興味深げに聞き入る生徒たち。

青年部、署の講師による授業進行の説明の後、国税庁作成の『アナザーワールドへようこそ』と題されたビデオは「もしこの国から税金がなくなったらどうなるか」というかつての人気テレビアニメ「笑ゥせえるすまん」を彷彿させる、すこし背筋のぞつとす



青年部会役員がサポート



どう進んでる?

るストーリー仕立てとなっている。意外に(?)面白く引き込まれて行く内容に生徒たちも興味深げ。

「街づくりゲーム」というパソコン上で行なうシミュレ

シヨンゲームは自分がその街のリーダー(市長や区長)になって税金で集めた財源の範囲でひとつの街をつくり上げていくもの。画面上に自分たちのイメージした街が完成、皆満足気だ。

将来の納税者である中学生



おもしろい街ができたね

たちにとつて税金はまだまだ実感のわかない存在であると思う。この教室が税金の役割自分たちの生活にどのように生かされているのか、それを考える「きっかけ」になってくれればと期待をしている。

文責 佐野正明

# 支部だより

会報「江東ひがし」に、

「支部だより」のコーナーを設けることになりました。

旅行や見学会、ゴルフ大会・ボーリング大会、支部役員会等を記録した写真を是非、お寄せください。

## 大島第5支部



支部見学会・平成17年11月香港にて

## 山崎支部長のコメント

「法人会で知り合い・法人会活動で気心を知り・楽しい仲間の集い」

## 大島第4支部



支部懇談会・平成19年3月20名参加・アンフェリシオンにて

## 三原支部長のコメント

「新入会員も出席していただき、大変うれしく思っています。これを機会に法人会のファンになっていただければ、幸いです。」

研修会だけでなく、法人会の楽しいリクリエーション等を紹介することは、異業種交流の促進に役立つと存じます

今回は、大島地区の2つの支部の活動を紹介いたしました。他の支部の写真、お待ちしております。

## お知らせ

### 江東東法人会簡易保険団体の 新規受付取扱いを再開しました

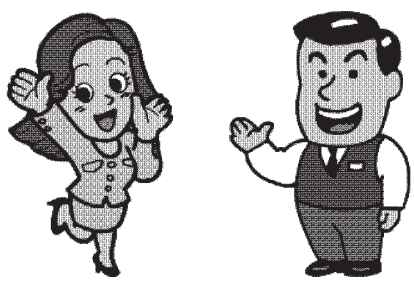
江東東法人会簡保払込団体  
事業の新規受付を中断して  
おりましたが、平成19年3月1  
日より再開いたしました。

なお、監査役及非常勤取締役  
の方は加入出来ませんのでご  
了承ください。  
中断期間中に簡易保険契約  
をされた方であっても、法人  
会団体の取扱いに移行できま  
すので、是非、この機会にお  
申し込み下さい。

江東東法人会簡保払込団体  
の構成員は、(社)江東東法人  
会会員企業又は会員企業の代  
表権を有する者(代表取締役)  
若しくは取締役の方に限りま  
す。

但し、取締役については証  
明書類(登記簿謄本の写し)  
が必要となります(コピー可)  
申込先  
(社)江東東法人会事務局  
江東区亀戸2-17-15  
☎(3684) 2303

払込保険料が  
**3.4%割引**  
されます



## 会報広告の募集

当会では広く会員企業より、  
会報における企業広告を募集  
しております。

毎年7月号と新年号の年2  
回が広告掲載号で、広告料金  
は年2回で1万円です。

広告見本は左の通りです。  
会社名、代表者名、住所、電  
話・FAX番号、ホームページ  
アドレス等を記載したしま  
すが、会社のキャッチ・フレ  
ーズ(合計22字以内)もご記  
入ください。業種を知らせる  
のみならず、アピールに役立  
つと存じます。皆様のご応募  
お待ちしております。

自然が育てた佐野の味

### 佐野味噌醤油(株)

代表取締役 佐野 一信  
〒136-0071 江東区亀戸1-35-8  
TEL : 03 (3685) 6111  
FAX : 03 (3685) 6117  
<http://www.sanomiso.co.jp>

申込先 (3684) 2303

## 行事予定

### 5月

7日(月)	東砂第2支部研修会	午後6時	東砂北集会所
8日(火)	北砂合同支部研修会	午後6時30分	砂町区民文化センター
9日(水)	新設法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会議室
11日(金)	源泉部会第33回通常総会 記念講演「酒のはなし」 講師 齋藤副署長	午後3時	法人会館
19日(土)	社会貢献活動「まちをきれいに」 (雨天の場合は、5月26日(土)に順延)	午前9時30分	大島地区
21日(月)	第41回通常総会	午後3時	アンフェリシオン

### 6月

5日(火)	決算法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会議室
7日(木)	南砂第3・新砂支部研修会	午前10時30分	南砂区民館
8日(金)	南砂第2支部研修会	午前10時30分	南砂西四集会所

### 7月

4日(水)	決算法人説明会	午後1時30分	江東東税務署 会議室
24日(火)	源泉部会研修会	午後3時	法人会館

◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 5,421社 法人会員数 2,654社 加入率 48.96% (平成19年3月31日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>